

議案第43号

基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例の一部改正について

基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）が公布され、土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部が改正されたことに伴い、条項番号が改正されたため、基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例を改正する必要がある。

平成29年12月12日原案可決